

～小・中学生のお子様がいる皆様へ～

ひとり親家庭への 各種支援一覧

経済的支援一覧



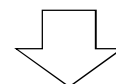
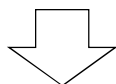
平成30年4月現在
郡山市

1 手当・助成・補助

お子様に障がいが

ない

ある



- ① 児童手当
- ② こども医療費の助成
- ③ 児童扶養手当
- ④ ひとり親家庭等医療費の助成
- ⑤ 就学援助制度

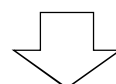
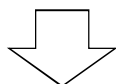
- ① 児童手当
- ② こども医療費の助成
- ③ 児童扶養手当
- ④ ひとり親家庭等医療費の助成
- ⑥ 特別児童扶養手当
- ⑦ 障害児福祉手当
- ⑧ 特別児童介護手当
- ⑨ 児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業
- ⑩ 難聴児補聴器購入費等の助成
- ⑪ 特別支援教育就学奨励費

2 お金のこと（貸付等）

貸付

緊急に必要

目的別貸付



- ⑫ 生活福祉資金（緊急小口資金）

- ⑫ 生活福祉資金
- ⑬ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

その他

- ⑭ 生活保護制度

No.	制度名	内 容	問合せ先
①	児童手当	◆中学校修了前までの児童（※15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童）が育てられている家庭等の生活の安定と児童の健全育成のために支給される手当です。	郡山市子ども支援課 給付係 Tel024-924-2411 (ニコニコこども館2階)
②	こども医療費の助成	◆18歳未満（※高校在学中の児童は、18歳に達した最初の3月31日まで）の児童の保健診療の一部負担金（一部負担金のうち、加入している保険から高額療養費及び家族療養費付（附）加金の支給がある場合は、その支給額を差し引いた金額）を助成します。（入院時の食事代を含む）	郡山市子ども支援課 給付係 Tel024-924-2411 (ニコニコこども館2階)
③	児童扶養手当	◆父又は母と生計を同じくしていない児童（※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで＜心身に政令で定める程度の障がいがあるときは20歳未満＞の間にある者）が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。	郡山市子ども支援課 給付係 Tel024-924-2411 (ニコニコこども館2階)
④	ひとり親家庭医療費の助成制度	◆18歳未満（※高校在学中の児童は、18歳に達した最初の3月31日まで）の児童及びその児童を養育している配偶者のいない父又は母（養育者は除く。）に対し、医療費の一部を助成する制度です。	郡山市子ども支援課 給付係 Tel024-924-2411 (ニコニコこども館2階)
⑤	就学援助制度	◆経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費等の就学に必要な費用の一部を援助する制度です。	郡山市教育委員会 学校教育推進課 Tel024-924-2431 (郡山市役所本庁舎5階)
⑥	特別児童扶養手当	◆身体又は精神に中度又は重度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護している父若しくは母又は父母にかわって児童を養育しているか方に支給する手当です。 ※所得制限、在宅要件等の支給制限があります。	郡山市障がい福祉課 支援給付係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
⑦	障害児福祉手当	◆20歳未満で、身体又は精神の重度の障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方に支給する手当です。 ※所得制限、在宅要件等の支給制限があります。	郡山市障がい福祉課 支援給付係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
⑧	特別児童介護手当	◆年齢3歳以上20歳未満の障がいをもつ児童を養育している親権者・後見人に一定額を支給する手当です。 (要件等の支給制限があります。)	郡山市障がい福祉課 支援給付係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
⑨	児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業	◆第一子が児童発達支援（医療型児童発達支援を含む）を利用した際の利用者負担額を軽減します。	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
⑩	難聴児補聴器購入費等の助成	◆18歳未満の身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成します。 ※購入前の申請に限ります。	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
⑪	特別支援教育就学奨励費	◆障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。なお、平成25年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒（学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当）についても補助対象に拡充しています。 ※特別支援学級等に在籍し、就学援助制度が対象となる場合は、対象となりません。	・特別支援学校在籍の場合 通学先の学校 ・特別支援学級等在籍の場合 郡山市教育委員会 学校教育推進課 Tel024-924-2431 (郡山市役所本庁舎5階)

No.	制度名	内 容	問合せ先
⑫	生活福祉資金	◆低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長並びに社会参加の促進を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的に、その世帯に生業費、医療費などを低利で貸し付けする制度です。	郡山市社会福祉協議会 TEL024-932-5311 (郡山市朝日1-29-9)
⑬	母子父子寡婦福祉資金貸付	◆母子・父子・寡婦世帯を対象とした子どもの修学に要する費用等、各種資金(※12種類)に関する貸付制度です。	郡山市子ども支援課 こども家庭相談センター TEL024-924-3341 (ニコニコこども館5階)
⑭	生活保護制度	◆生活に困窮した世帯に対し、世帯の状況に応じて、国が決めた最低生活費と世帯全体の収入を比較し、足りない部分を生活保護費として支給される制度です。	郡山市生活支援課 保護係 TEL024-924-2611 (郡山市役所本庁舎1階)

■支援一覧の使い方

この支援一覧は、小・中学生のお子様がいるひとり親家庭の皆様が利用できる経済的支援を一覧にしたものです。

法律の改正等により、制度内容の変更や廃止、新しい制度が開始される場合がありますので、利用方法や具体的な内容については、それぞれの問合せ先までお問い合わせください。

なお、経済的支援以外の支援制度については、「ひとり親家庭への各種支援一覧 ～すべてのひとり親家庭の皆様へ～」をご覧ください。

ひとり親家庭への各種支援一覧
～小・中学生のお子様がいる皆様へ～
平成30年4月
郡山市子ども部子ども支援課
〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号
TEL 024-924-3341 FAX 024-933-6665